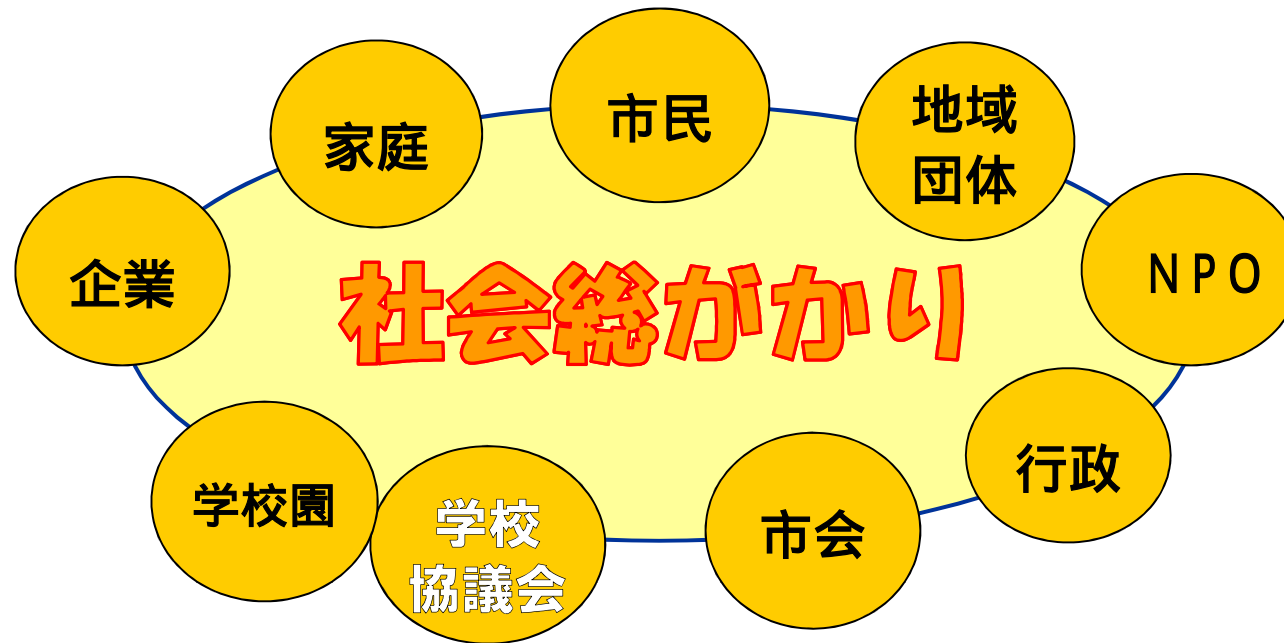


1 学校協議会とは

はじめに



- 今、大阪市では、さまざまな教育改革を進めています。
- 教育の振興には、学校園・家庭・市民・地域団体・NPO・企業と、教育委員会・区役所などの行政その他の教育にたずさわる全ての人や団体がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの信頼を基盤として連携協力し、**社会総がかり**で教育活動に取り組むことが大切です。

1 学校協議会とは

基本的な役割

- 学校園の「運営に関する計画」の作成に当たり、校園長に意見を述べること
- 計画の達成状況に対する「学校関係者評価」を実施すること
- 学校園における教育活動を支援する取組に関すること

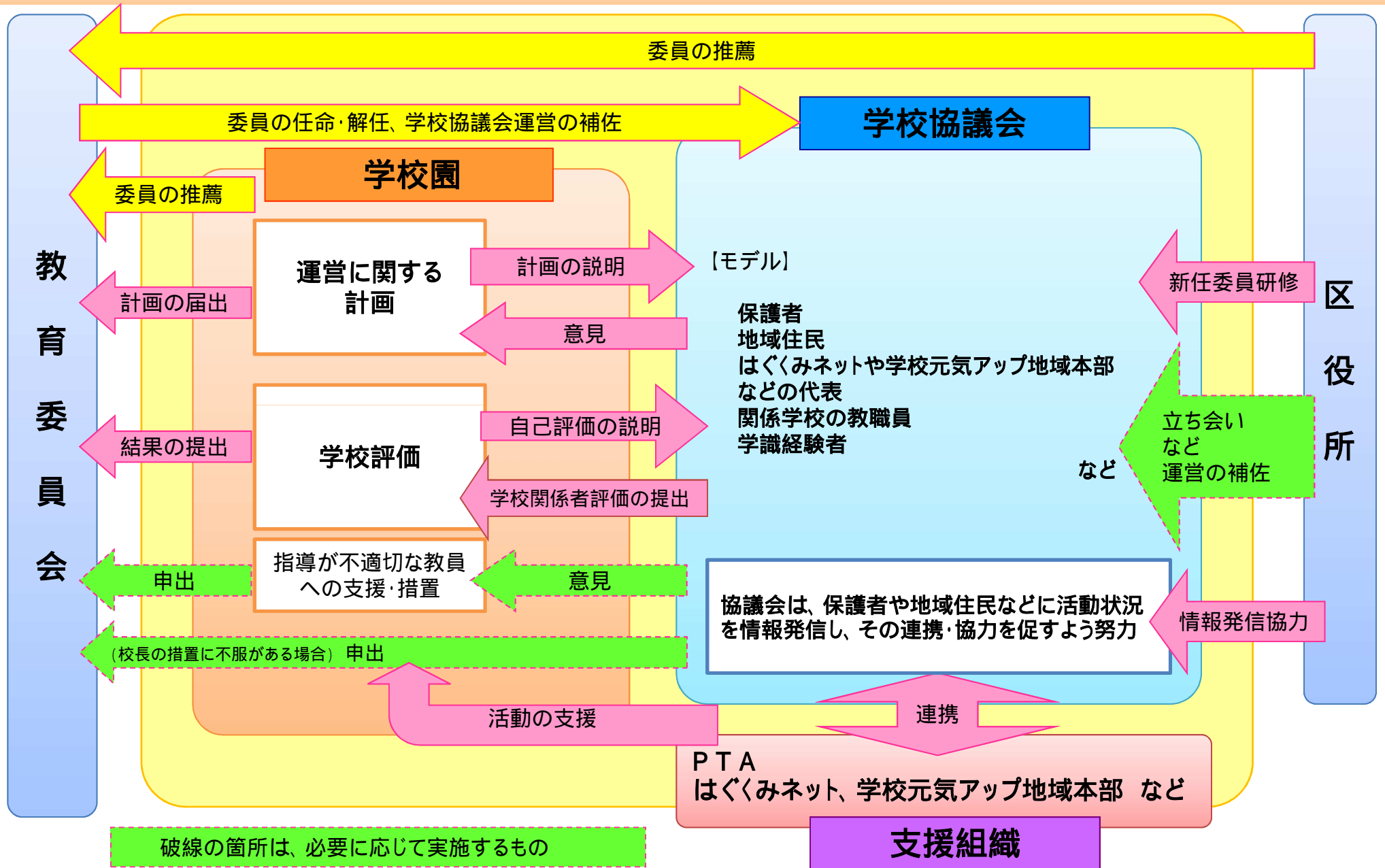
1 学校協議会とは

必要に応じて実施する役割

- 指導が不適切な教員に対し校園長が講ずべき支援・措置について、校園長に意見を述べること
- 上記の校園長の支援・措置に不服があるときに、教育委員会に必要な措置を申し出ること
- 校園長の求めに応じ、学校園の運営に関し、校園長に意見を述べること

そのほか、教員評価の分布割合を、学校協議会に限り開示するよう求めることもできます。

【模式図】



2 学校協議会の委員について

委員の役割

- 保護者や地域住民などのみなさまを代表して、みなさまの声を学校園に届けていただくこと
- 学校園を支援するために、保護者や地域住民のみなさまで、できることをご提案いただくこと

そのために

学校協議会での議論に積極的にご参加ください。

授業や行事などの参観を通じて、日頃から学校園の様子を見るように努めてください。

また、はじめて委員になられた方については、区役所が行う研修にご参加ください。

2 学校協議会の委員について

委員の任期

任命の日からその翌年度の末日までの**2年以内**
任期終了後も後任が決まるまでは、引き続きの
ご参加をお願いする場合があります。

委員の身分など

- 委員は原則無償です。
- 学校協議会の活動中の事故には市民活動保険が適用されます。(加入手続は不要です。)

2 学校協議会の委員について

委員の服務など

委員は、次の行為をしてはならないと定められています。

- 委員としての職務上知り得た秘密を漏らすこと
委員を辞めた後も同様
- 協議会の運営及び当該学校園の運営に著しく支障をきたす行為
- 委員としての地位を、営利行為や政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
- そのほか、委員たるにふさわしくない非行行為

2 学校協議会の委員について

委員の解任

教育委員会は、ご本人からの**辞任の申出がある場合**のほか、次の場合に委員を解任することがあります。

- 委員が委員の服務等で掲げた禁止行為を行ったとき
- 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき
- そのほか、解任に相当する事由が生じたとき

3 学校協議会の会議について

3 学校協議会の会議について

学校協議会の組織

会長：学校協議会を代表し、**会議を主宰**します。

学校協議会の運営要項に定めることにより、**副会長を置き、会長を補佐**することができます。

会長と副会長は、**委員の互選**で決めます。

ただし、関係校の教職員を選ぶことはできません。

会議を主宰するに当たっては、次の点に留意してください。

- 多くの委員から、さまざまな意見を引き出すこと
- 時間配分を考えながら、議事を進行すること
- 結論を得られるよう、議論を尽くすこと

3 学校協議会の会議について

会議の招集

- 会長は、あらかじめ、開催場所・日時、案件、議事進行について、校園長と打合せをしてください。
- 開催日の1週間前までに、各委員に対し、会長名の開催案内を送るようにしてください。
- 通知を受けた委員は、欠席する場合には、会長(又は校園長)に連絡してください。
委員の過半数の出席がなければ、会議は開催できません。